

○鳥取大学における公益通報に関する規程

平成18年5月10日
鳥取大学規則第67号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に規定する公益通報のうち、鳥取大学(以下「本学」という。)に対する職員(派遣労働者、出向者等本学が行う業務に従事する者及び本学を退職した者を含む。以下同じ。)からの組織的又は個人的な法令違反行為に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益通報 本学の職員が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、本学又は本学の業務に従事する役員及び職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、次条に定める通報窓口に通報することをいう。
- 二 通報対象事実 法第2条第3項に掲げる通報対象事実をいう。

(通報窓口)

第3条 職員からの公益通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を総務企画部総務企画課及び本学が委任した法律事務所に設置する。

(通報の方法)

第4条 通報窓口の利用は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会のいずれかによるものとする。

- 2 公益通報は、自らの氏名、連絡先及び通報対象事実を明らかにして行われたものを受け付けるものとする。ただし、氏名及び連絡先を明らかにしないで公益通報が行われた場合であって、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときは、これを受け付けることがある。
- 3 通報者は、公益通報を行った後の手続における氏名及び連絡先の秘匿を希望することができる。

(通報の報告)

第5条 通報窓口は、公益通報を受け付けたときは、理事(総務担当)(以下「理事」という。)に報告するものとする。

(調査実施の検討)

第6条 理事は、前条の規定による報告を受けたときは、調査の実施の要否を検討し、調査の実施が必要と判断した場合は、速やかに学長に報告するものとする。

- 2 理事は、通報者に対して、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報を受けた通報窓口を通じて、調査を行う場合は調査を行う旨を通知し、調査を行わない場合はその旨及びその理由を文書で通知するものとする。

(調査)

第7条 通報された事項に関する事実関係の調査(以下「調査」という。)は、理事をその責任者として行うものとする。

- 2 理事は、調査する内容に応じて、鳥取大学の管理運営に関する規則(平成16年鳥取大学規則第57号)第18条第2項に規定する常置委員会に調査を依頼し、又は関係者で構成する調査委員会を設置することができる。

(協力義務)

第8条 各部局は、調査に際して理事から協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

(調査結果)

第9条 理事は、調査が終了したときは、当該調査結果を学長及び監事に報告するものとする。

2 理事は、前項の調査結果について、通報者に対して、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。)のプライバシーに配慮しつつ、当該通報を受けた通報窓口を通じて、遅滞なく通知を行うものとする。

(是正措置)

第10条 学長は、調査の結果、通報対象事実が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

2 理事は、前項の規定による是正措置の結果を監事に報告するものとする。

3 理事は、第1項の規定による是正措置の結果について、通報者に対して、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、当該通報を受けた通報窓口を通じて、遅滞なく通知を行うものとする。

(処分)

第11条 調査の結果、調査対象事実が明らかになった場合には、学長は、当該行為に関与した職員に対し、鳥取大学職員就業規則(平成16年鳥取大学規則第36号。以下「就業規則」という。)に従って、懲戒処分、訓告、嚴重注意(以下「懲戒処分等」という。)を課することができる。

(通報者の保護)

第12条 学長は、通報者が公益通報を行ったことを理由として、通報者に対して懲戒処分等その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

2 学長は、通報者が公益通報を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な処置を講じなければならない。また、通報者に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った職員に対し、就業規則に従って懲戒処分等を課することができる。

(個人情報の保護)

第13条 この規程に定める業務に携わる者は、公益通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。学長は、正当な理由なくこれらの情報を開示した者に対し、就業規則に従って、懲戒処分等を課することができる。

(不正の目的)

第14条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。学長は、そのような通報を行った通報者に対し、就業規則に従って、懲戒処分等を課することができる。

(通報を受けた者の責務)

第15条 公益通報を受けた者は、この規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(関係者の排除)

第16条 この規定に定める業務に携わる者は、自らが関係する通報対象事実に係る公益通報の処理に関与してはならない。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、関係する部局の協力を得て、総務企画部総務企画課が処理する。

(学内規則との関係)

第18条 他の学内規則に定める通報、相談等は、当該規則に従って行うものとし、この規程の適用を受けるものではない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、学長が別に定める。

この規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月21日鳥取大学規則第72号)

この規程は、平成20年5月21日から施行し、改正後の鳥取大学における内部通報に関する規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月21日鳥取大学規則第96号)

この規程は、平成22年6月21日から施行し、改正後の鳥取大学における内部通報に関する規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月10日鳥取大学規則第57号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日鳥取大学規則第51号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日鳥取大学規則第35号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日鳥取大学規則第58号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月27日鳥取大学規則第74号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。